

協議事項

精華町奨学金及び精華町社会福祉奨学金の今後の取扱いについて

精華町奨学金及び精華町社会福祉奨学金の今後の取扱いについて協議事項として次のとおり提案する。

令和3年11月25日提出

精華町教育委員会
教育長 川村 智

1. 協議趣旨

精華町では、高校生を対象に「精華町奨学金」及び「精華町社会福祉奨学金」制度を設けています。国と京都府による高校生への就学支援金等の制度が令和2年度に大幅に拡充されており、対象が重なる精華町の奨学金の支給について見直しを進めています。

つきましては、教育委員会として精華町奨学金及び精華町社会福祉奨学金の今後の取扱いについて協議をお願いします。

2. 精華町奨学金及び精華町社会福祉奨学金の今後の取扱い（案）
裏面のとおり

精華町奨学金及び精華町社会福祉奨学金の今後の取扱い（案）

1. 奨学金の方向性

令和4年度分から新規申請の募集を停止する。

2. 経過措置

令和3年度までに奨学生の決定を受けている生徒については、当該生徒が高等学校を卒業するまでの間、従前のおり給付を継続する。

令和3年第11回教育委員会での検討状況について

事務局からの説明

- ・当該奨学金制度は、昭和41年と昭和50年に、住民の方からいただいた寄附金を原資として事業開始した。
- ・制度創設当時は高校進学率が低く、本町の奨学金で公立高校の授業料をまかなうことができしており、一定の役割を果たしていた。
- ・平成22年度から公立高校の授業料が無償化され、また、令和2年度に国と府の制度の大幅拡充されたことにより、府内の私立校についても授業料が実質無償化となり、必要十分な水準に達したことから、制度の役割を終えたと判断している。
- ・奨学生の決定にあたっては、毎年学校に対象者の推薦依頼をして、推薦された生徒を教育委員会において決定するという流れになっている。
- ・要保護、準要保護の生徒が対象だが、予算の都合上すべての生徒に給付している訳ではなく、公平性の観点からも見直しが必要と考えている。
- ・既に給付を受けている生徒については、経過措置として卒業まで従来どおりの給付を継続する予定。

委員からのご意見

- ・国・府からの支援がすべての生徒にとって十分な水準なのであれば、廃止することで問題ないと思う。しかし、府外の私立校に通っている場合など、国と府の制度だけでは支援が十分でない生徒が存在する可能性があるのであれば、本制度を残すことも一案ではないか。
- ・もともと寄附金を原資とした制度であり、現在のように国と府の制度が充実した状況となれば、寄附金が尽きた時点で制度を廃止すべきであり、税金を投入してまで行う事業ではないと思う。
- ・生徒と保護者にとって、本当に困っているときにはありがたい制度だと思うが、本当に支援を必要としているところに適切に給付されているのかという疑問はあり、判断に迷う。ただ、制度が今の時代にあっていないとは思っている。

○現在の交付状況

- ・ 高等学校進級生徒及び入学生徒 16 名
内訳：高校 1 年生 6 名、高校 2 年生 7 名、高校 3 年生 3 名
- ・ 精華町奨学金（年 3 万円）と精華町社会福祉奨学金（年 1 万円）をあわせて支給
- ・ 高等学校卒業までの 3 年間にひとりにつき総額 12 万円を交付

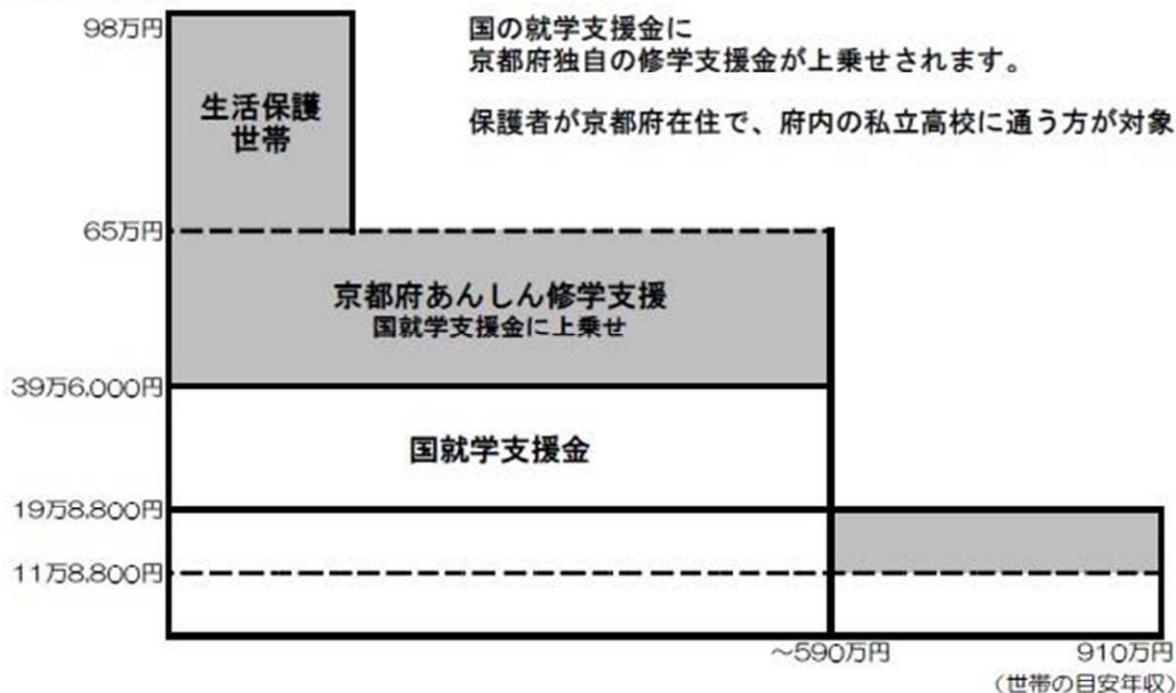
○今後の支援

経済的に修学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して支援を行う事業を充実させることとし、就学援助を受けている児童生徒の保護者に対し、家庭でのオンライン学習のための通信費を支給する。

高等学校等就学支援金

(返済不要の授業料支援)
【学校に支給】

(年間支給上限額)



高校生等奨学給付金

教科書費・教材費など、授業料以外の教育費支援
生活保護世帯、住民税所得割非課税世帯が対象

全日制等・給付額(年額)

		生活保護受給世帯	非課税世帯 約270万円 未満程度	課税世帯 約270万円 以上程度
高校生等奨学給付金	公立	32,300円	公立 110,100~141,700円	×
	私立	52,600円	私立 129,600~150,000円	×
生業扶助	入学準備金 87,900円以内		×	×
高校生給付型 奨学金	入学支度金	公立 入学料相当額	公立 63,000円	×
		私立 110,000円	私立 178,000円	
	学用品等	年 93,600円	年 60,000円	×